

# 入札説明書資料

## 国立劇場おきなわ高圧本線引込ケーブル取替工事

提出期限：令和6年6月7日（金） 午後5時まで

入札執行：令和6年6月13日（木） 午前11時

国立劇場おきなわ 3階会議室

### 【 配布資料内容 】

- 1 入札説明書 . . . . . 2枚
- 2 別記様式1～4 . . . . . 4枚
- 3 仕様書・図面 . . . . . 5枚（仕様書2枚・図面3枚）
- 4 委任状 . . . . . 3枚（3種類）
- 5 入札書 . . . . . 3枚（3種類）
- 6 契約書（案） . . . . . 2枚（両面）
- 7 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団  
競争入札参加者注意書 . . . . . 3枚（両面）

# 国立劇場おきなわ高圧本線引込ケーブル取替工事

競争入札参加に必要な提出書類は下記のとおりです。

- 1 資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は沖縄県土木建築部の入札参加資格）  
の写し
- 2 実績申告書（別記様式1）
- 3 誓約書（別記様式2）
- 4 同種工事の実績（別記様式3）
- 5 同種工事の契約書の写し  
（「別記様式3」に記載されている施設名称、契約期間の確認のため）
- 6 会社の業務概要の資料（パンフレット等）

＊＊ 提出期限：令和6年6月7日（金） 午後5時まで ＊＊

## 入 札 説 明 書

国立劇場おきなわ高圧本線引込ケーブル取替工事に係る入札公告（令和6年5月20日付）に基づく一般競争入札については、「公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書」及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は入札公告に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、必要書類を提出し、担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

提出した資料に関し、競争参加資格確認担当者から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

なお、期限までに必要書類を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

#### ①提出期間

公告日から令和6年6月7日（金）まで。

（土曜、日曜、祝祭日を除く午前10時から午後5時まで）

#### ②提出先

下記3に同じ。

#### ③提出方法

提出先へ**持参**すること。

- (2) 提出書類は、次に掲げるところに従い作成し、提出すること。

①資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は沖縄県土木建築部入札参加資格）の写し

②業務申告書（別記様式1）

③誓約書（別記様式2）

④類似の実績（別記様式3）

実績確認のため、同種工事の実績を一つ記載すること。

⑤契約書等の写し

④の実績として記載した契約書の写しを提出すること。

⑥会社の業務概要（パンフレット等）

- (3) 競争参加資格の確認は、書類の提出期限の日をもって行うものとする。

- (4) その他

①担当者は、提出された書類を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

②提出された書類は、返却しない。

③提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

## 2. 入札説明書等に関する質問及び回答

(1) 質問方法：内容を簡潔にまとめ、別記様式4に記入し、持参又はFAXにより、質問がある場合にのみ提出すること。

(2) 提出期限：令和6年6月4日（火）17時まで

(3) 提出先：下記3に同じ。

(4) 回答：FAXにて回答を行う。

(5) その他：再質問は認めない。また、電話や口頭等による個別対応は行わない。

## 3. 担当課及び担当者

〒901-2122 沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 管理課 営繕係

担当者 玉那覇

電話 098-871-3303

FAX 098-871-3322

業務申告書

令和 6 年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

理事長 照屋 義実 殿

会社名	
代表者名	印
本社所在地	
県内における拠点 (支店・営業所)	名称 住所 (国立劇場おきなわまでの所要時間 分程度)
電話番号 F A X	
営業時間・曜日	
担当者 部署・氏名	
<b>【社員数等について】</b> 県内拠点の正社員数 資格保有者人数 (当該工事に関する資格)	

## 誓 約 書

令和6年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団

理事長 照屋 義実 殿

住 所

商号又は名称

役 職

氏 名

㊟

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団における、令和6年6月13日入札の「国立劇場おきなわ高圧本線引込ケーブル取替工事」の競争参加にあたり、下記のとおり誓約します。

### 記

1. 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者及び、次のいずれにも該当しない者です。
  - 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当するに至ったとき。
  - 2) 虚偽又は不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。
  - 3) 経営状態が著しく不良となり、入札に参加させることが不相当と認められたとき。
2. 貴運営財団から取引停止の措置を受けている期間中の者ではありません。
3. 提出書類の内容については事実と相違ありません。
4. 弊社が落札したときは、貴運営財団が提示する仕様書に基づき、本請負工事を誠実に履行します。

以上

同種工事の実績

会社名： \_\_\_\_\_ 印

競争参加資格	平成26年度以降に、当劇場と同等施設（延べ面積14,000㎡以上）で、沖縄県内において本件と同種と同種工事（電気設備工事）を有することを証明できる者であること。
施設名称	
延べ床面積	_____㎡（確認できる書類を添付すること）
所在地	（都道府県名・市町村名）
契約期間	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

令和 6 年 月 日

件 名：国立劇場おきなわ高圧本線引込ケーブル取替工事  
会社名：  
TEL： FAX：  
質問者氏名：

【質問欄】

【回答欄】

(公財)国立劇場おきなわ運営財団管理課 〈FAX 098-871-3322〉

注 1) 質問のある場合にのみ提出すること

注 2) 提出期限：令和 6 年 6 月 4 日 (火) 午後 5 時



# 国立劇場おきなわ高圧本線引込ケーブル取替工事

## 仕様書

1. 件名 国立劇場おきなわ高圧本線引込ケーブル取替工事
2. 所在地 沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号
3. 工期 契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。
4. 作業対象 高圧本線引込ケーブル取替修繕 1式
5. 作業内容

(1) 下の表1に記載された部品の取替

表1 取替部品一覧

名称	型式	数量
ケーブル	CVT100sq(EEタイプ)	152m
屋内プレハブ端末処理材	CVT-100(屋内型)	2組

(2) 取替後の耐圧試験

(3) 撤去部品の廃棄

(4) 作業日程は、令和7年1月26日(日)の休館日を予定しており、電気主任技術者立ち会いのもと全停電にて作業を行うこと。

(5) 現場管理や工程管理等について

- ・現場事務所は設けない。
- ・定期工程会議は行わない。打ち合わせなどは適時、国立劇場おきなわ管理課にて行う。
- ・主任技術者の現場専任は求めない。
- ・現場代理人等の常駐や現場管理等は現場施工時のみでよい。
- ・そのほか、現場施工に直接関係しない管理業務や経費は省略する。

6. 施工計画書の提出

乙は、次の事項を記載した施工計画書を作成し、甲に提出して承認を受けること。

- (1) 作業工程表
- (2) 作業員名簿
- (3) 現場代理人の氏名、経歴、資格等
- (4) 緊急連絡体制
- (5) 搬入、搬出作業計画書
- (6) その他必要な事項

7. 施工時の注意事項

- (1) 当該作業にともない、劇場運営の支障とならないよう十分調整し、作業現場の保安に注意すると共に第三者に危害及び迷惑を及ぼさないよう万全の処置をとること。
- (2) 劇場施設監視職員へ作業の進捗状況報告を適宜行うこと。
- (3) 取替完了後は、耐圧試験を行うこと。
- (4) 廃棄物は適切に処分すること。
- (5) 新規ケーブルの価格及び既設ケーブルのスクラップ額は令和6年2月時点の見積単価により決定し、スクラップ額を工事価格から控除したもので積算している。そのため、契約時及びスクラップ時の単価が大幅に変動した場合などは、請負代金額の変更協議の対象とする。
- (6) 契約期間中に設備の異常を発見したときは、ただちに甲に報告し、協議の上、適切な処置を講ずるものとする。

#### 8. 施工完了時の提出書類

作業完了したときは、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 作業状況写真
- (2) 取替部品位置図
- (3) その他甲が提出を求めた書類

#### 9. 機材等負担

当該工事に必要な資機材は、原則として乙が負担するものとする。

ただし、電力・用水は無償で供与する。

#### 10. 損害賠償

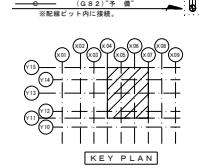
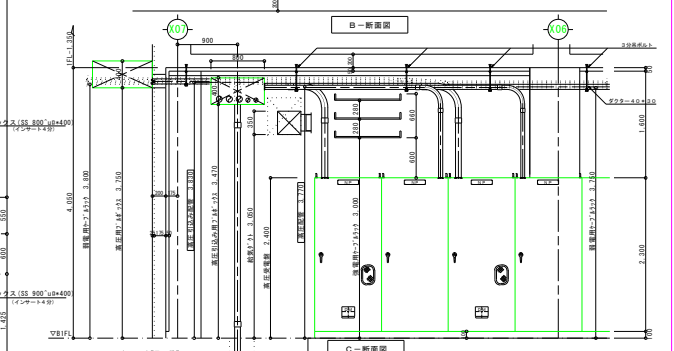
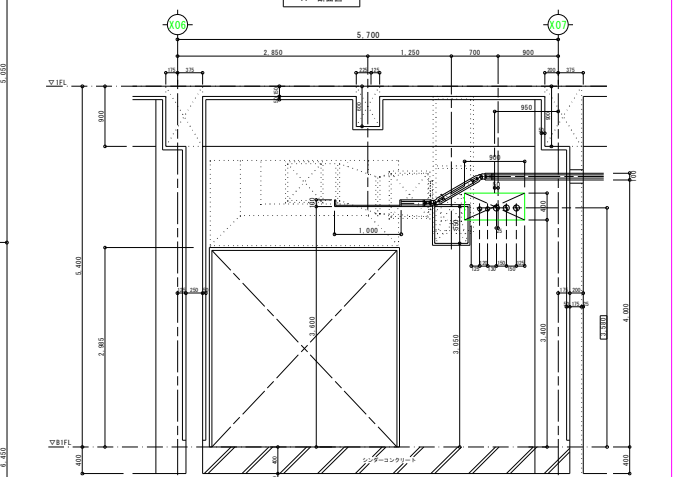
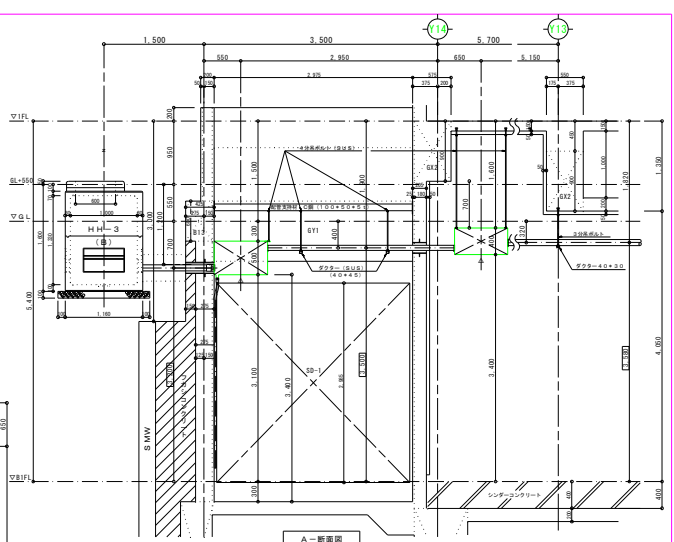
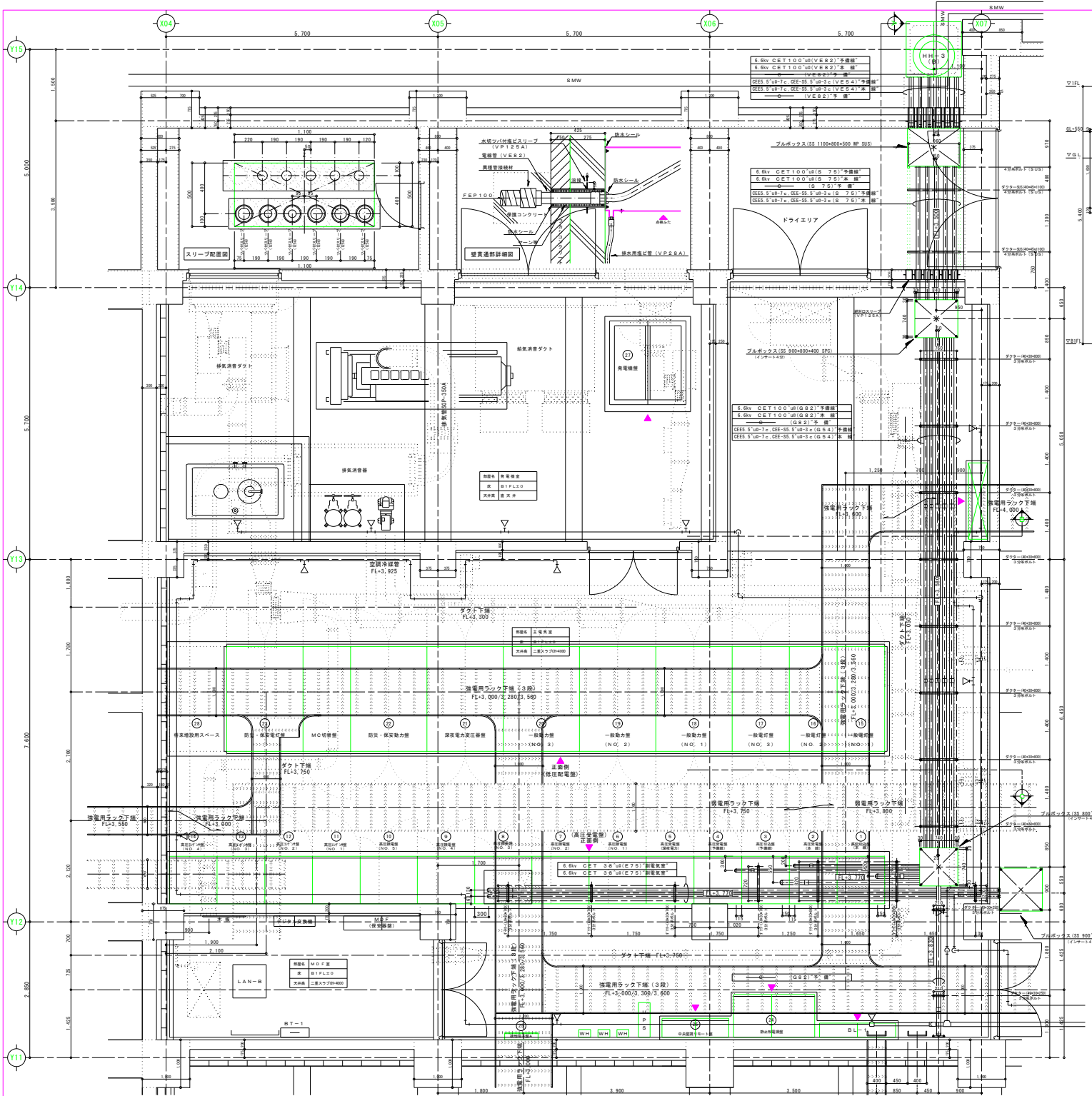
乙の責に帰すべき事由により、甲の建物、設備等に損害を与えた時は賠償の責に任ずるものとする。

#### 11. その他事項

- (1) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合については、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。
- (2) この仕様書に記載されていない事項であっても設備の動作に必要と認めるものについては、乙においてこれを充足するものとする。







工事名	国立組踊劇場(仮称)電力設備工事	図面番号	EJB104-1
図面名称	B1階主電気室引込高圧配管詳細図	縮尺	S=1/40
年月日	平成13年 月 日	施工	九電工・沖電工特定建設工事共同企業体

【代理委任状の参考例1：社員等が入札のつど競争参加者の代理人となる場合】

## 委 任 状

令和6年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者）

〔住 所〕 ○○県○○市○○○-○-○

〔法人等名〕 ○○株式会社

〔氏 名〕 代表取締役 ○○○○ 印

私は、 を代理人と定め、下記の一切の権限を委任します。

記

令和6年6月13日公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団において行われる「国立劇場おきなわ高圧本線引込ケーブル取替工事」の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



【代理委任状の参考例2：支店長等が一定期間競争参加者の代理人となる場合】

## 委 任 状

令和6年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者）

〔住 所〕 ○○県○○市○○○-○-○

〔法人等名〕 ○○株式会社

〔氏 名〕 代表取締役 ○○○○ 印

私は、下記の者を代理人と定め、貴運営財団との間における下記の一切の権限を委任します。

### 記

受任者（代理人）

〔住 所〕 沖縄県○○市○○○-○-○

〔法人等名〕 ○○株式会社

〔代理人氏名〕 ○○支店長 ○○○○

- 委 任 事 項
- 1 入札及び見積りに関する件
  - 2 契約締結に関する件
  - 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
  - 4 契約物品の納付及び取り下げに関する件
  - 5 契約代金の請求及び受領に関する件
  - 6 復代理人の選任に関する件

委 任 期 間 令和6年6月13日から令和7年3月31日まで

受任者（代理人）使用印鑑



【代理委任状の参考例3：支店等の社員等が入札のつど競争参加者の復代理人となる場合】

## 委 任 状

令和6年 月 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

委任者（競争参加者の代理人）

〔住 所〕 沖縄県〇〇市〇〇〇-〇-〇

〔法人等名〕 〇〇株式会社

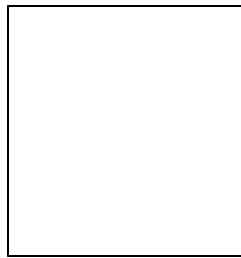
〔代理人氏名〕 〇〇支店長 〇〇〇〇 印

私は、  
を  
（競争参加者）の復代理人と定め、  
下記は一切の権限を委任します。

### 記

令和6年6月13日公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団において行われる「国立劇場おきなわ高圧本線引込ケーブル取替工事」の一般競争入札に関する件

受任者（競争参加者の復代理人）使用印鑑





【入札書の記載例 1：競争参加者本人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ高圧本線引込ケーブル取替工事

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった  
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負件名を実施するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、  
上記の金額によって入札します。

令和6年6月13日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争参加者

〔住 所〕

〔法人等名〕

〔氏 名〕

印

【入札書の記載例 2：代理人が入札する場合】

入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ高圧本線引込ケーブル取替工事

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった  
契約金額の110分の100に相当する金額)

仕様書に従って上記請負件名を実施するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、  
上記の金額によって入札します。

令和6年6月13日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争参加者

〔住 所〕

〔法人等名〕

〔氏 名〕

代 理 人

〔代理人氏名〕

印

【入札書の記載例 3：復代理人が入札する場合】

## 入 札 書

件 名 国立劇場おきなわ高圧本線引込ケーブル取替工事

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

(消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった  
契約金額の 110 分の 100 に相当する金額)

仕様書に従って上記請負件名を実施するものとし、入札に関する条件を承諾のうえ、  
上記の金額によって入札します。

令和 6 年 6 月 1 3 日

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団 御中

競争参加者

〔住 所〕

〔法人等名〕

〔氏 名〕

復 代 理 人

〔復代理人氏名〕

印

(案)

## 請 負 契 約 書

件 名 国立劇場おきなわ高圧本線引込ケーブル取替工事  
請 負 代 金 額 金 円也  
(うち消費税額及び地方消費税額 円)  
建築物の所在地 国立劇場おきなわ(沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号)

発注者 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団(以下「甲」という。)と  
〇〇(以下「乙」という。)との間において、国立劇場おきなわ予備線引込ケーブル取  
替工事について、上記の請負代金額で、以下のとおり請負契約を締結する。

第1条 乙は、別紙仕様書及びその他の書類に基づき工事を行うものとする。

第2条 この契約の期間は、令和6年 月 日から令和7年3月31日までとする。

第3条 乙は、国立劇場おきなわにおいて工事を行うものとする。

第4条 乙は、この契約に係る工事を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。

第5条 乙は、工事従事者の身元、衛生、風紀及び規律の維持等一切の責任を負うものとし、  
甲が不適当と認めた者は、工事に従事させないことが要求できるものとする。

2 乙は、この契約に関連する労働基準法、労働者災害補償保険法等に基づく工事従事者の  
身分保障について、一切の責を負うものとする。

第6条 甲は、この工事の遂行に必要な施設及び設備並びに物品を乙に無償で使用させるも  
のとする。

2 乙は、前項の施設及び設備を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、故意又は  
重大な過失により滅失又は毀損した場合は、弁償の責を負うものとする。

第7条 乙が、やむを得ない理由により工事を遂行できないときは、甲・乙間で協議するも  
のとする。

第8条 請負代金の支払いは、1回払いとする。

第9条 乙は、工事完了後に「工事完了報告書」を公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団  
管理課へ提出するものとする。

第10条 請負代金の請求書は、工事完了後に甲に送付すべきものとする。

第11条 請負代金は、前項の適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

第12条 甲は乙に対し、本契約の締結につき独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第26

(案)

条に基づく契約保証金の納付を免除する。

第13条 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方はこの契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能になったとき。
- (2) 本件役務をなす能力を失ったとき。
- (3) 甲又は乙の信用又は名誉を傷つける等、相手方との信頼関係が損なわれたとき。
- (4) 強制執行、仮差押、仮処分を受け、又は、合併、解散、破産、会社更生、民事再生の申立があったとき。
- (5) その他、本契約の条項のいずれかに違反したとき。

2 甲の都合により工事を必要としなくなったときは、甲は契約を解除しようとする日の3ヶ月前までに乙に文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

3 乙が正当な理由によりこの契約を解除しようとするときは、乙は契約を解除しようとする日の3ヶ月前までに、甲に文書をもって申し出てその承認を得るものとする。

第14条 前条第1項により本契約が解除されたときは、被解除者は、これにより解除者の被った損害を賠償しなければならない。

第15条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金の変更があった場合には、変更後の請負代金）の十分の一に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号) 第三条の規程に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第八条第一項第一号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第七条の二第一項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の三又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十九条第一項に規定する刑が確定したとき。
- (3) 債務不履行があったとき。

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第16条 乙は、この契約に基づく工事履行中に、乙の過失（工事従事者の過失及び不法行為

(案)

に関する使用者の責任を含む)により、甲又は第三者に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

2 乙又は工事従事者が、この契約に基づく工事作業中に、第三者から損害又は危害を加えられた場合に、甲は損害賠償の責を負わないものとする。

第17条 乙は、契約履行中に知り得た発注者の秘密を漏洩し、他の目的に使用してはならない。又、本契約終了後といえども同様とする。

第18条 この契約についての細目は、文部科学省が定めた文部科学省発注工事請負等契約規則を準用するものとする。

第19条 この契約に関する訴えの管轄は、公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団の所在地を管轄区域とする那覇地方裁判所とする。

第20条 この契約について定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し押印するものとする。この契約書は2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

(甲) 沖縄県浦添市勢理客4丁目14番1号  
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団  
理事長 照屋 義実

(乙)

## 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団競争入札参加者注意書

公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（以下「財団」という。）で発注する工事の請負契約等に係る一般競争又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、下記の注意事項を守らなければならない。

### 記

#### （入札保証金）

第1 競争参加者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

#### （入札保証金に代わる担保）

第2 第1に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区 分	種 類	価 値
ア	国債	債券金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
ウ	地方債	債券金額
エ	出納命令役が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
オ	銀行又は出納命令役が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第三条規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額

#### （入札保証金等の納付）

第3 競争参加者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第4 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が国債ニ関スル法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録された国債又は社債等登録法（昭和十七年法律第十一

号)の規定により登録された地方債であるときは、当該国債又は地方債に質権設定の登録手続きをし、かつ、登録済通知書又は登録済書を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第5 競争参加者は、入札保証金として提供する担保が第4に規定するもの以外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、理事長に納付しなければならない。

第6 競争参加者は、第3から第5までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を納付するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の券面金額の種類に応じ必要な事項並びに競争参加者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)を明記するものとする。

第7 競争参加者は、保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第8 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後(契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後)にこれを還付するものとする。

(入札保証金の財団帰属)

第9 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、財団に帰属するものとする。

(入札)

第10 競争参加者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この注意書を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第11 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争参加者は、落札者の決定前に、他の競争参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第12 競争参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退書を契約担当役あてに直接持参又は郵送(入札執行日の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。



(2) 開札執行中にあつては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第13 競争参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

(入札書の提出)

第14 競争参加者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争参加者の氏名（法人の場合にあつては、その名称又は商号）及び当該入札の件名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないものとする。競争参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第15 入札書は、〔入札保証金の全部を免除された場合であつて、理事長においてやむを得ないと認めたときは〕書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、理事長あての親展で提出しなければならない。（注：〔 〕は当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。）

第16 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到着しないものは無効とする。

第17 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第18 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第19 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の延期又は廃止)

第20 理事長は、競争参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第21 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 競争入札に付される件名等の表示、入札金額の記載のない入札書
- (4) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合における競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書（記載のない又はそれらが判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 競争入札に付される件名等の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (10) 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到着しなかった入札書
- (11) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

（開札）

第22 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

（開札場の自由入退場の禁止）

第23 開札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び第 22 の立会い職員以外の者は入場することができない。

第24 競争参加者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、開札場に入場することができない。

第25 競争参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、又代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状の提出及び全省庁統一資格の資格審査結果通書（写）、又は一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（写）、一般競争(指名競争)参加資格者名簿登録通知書(写)を提出しなければならない。

第26 競争参加者又はその代理人は、理事長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

第27 開札場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札場から退去させるものとする。

第28 開札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札場から退去させるものとする。

(落札者の決定)

第29 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第30 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、理事長の行う調査に協力しなければならない。

第31 第29の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第32 第30及び第31の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

第33 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、郵送による入札を行った場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、理事長が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第34 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第35 契約書を作成する場合においては、落札者は、理事長から交付を受けた契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、理事長が合理的と認める期間)に契約書の取り交しを行うものとする。

第36 落札者が第35に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消す

ものとする。

(請書等の提出)

第37 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第 35 に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を理事長に提出しなければならない。ただし、理事長がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(契約保証金の納付等)

第38 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第39 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、理事長に納付しなければならない。

第40 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第41 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、理事長に提出しなければならない。

第42 契約の相手方は、保険会社との間に財団を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を理事長に提出しなければならない。

第43 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を理事長に提出しなければならない。

第44 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手がその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、理事長が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りではない。

(契約保証金の財団帰属)

第45 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、財団に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第46 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第47 入札をした者は、入札後、この注意書、図面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。